



与謝野町特産品を募集します

あなたの逸品を、与謝野の「顔」に

与謝野町では、町内で製造・販売される優れた産品を「与謝野町特産品」として認定し、町内外へ広くPRしています。

あなたの自信作を、町の「顔」として発信してみませんか？

認定のメリット

強力なPR支援

広報紙・HP・有線TVなど、町の媒体をフル活用して特産品情報を発信します。

商品力の向上

専門家による審査結果（商品の評価）を受け取り、商品力の向上と新商品開発に繋がられます。

返礼品ブランド化

ふるさと納税返礼品として登録し売上増を目指せます。

（総務省の定める地場産品基準を満たす場合）

募集要項

申請期間	令和8年5月25日（月）～7月24日（金）
申請対象	申請者 町内に住所または主たる事業所がある方（町税完納が条件） 商品 町内で製造販売される工芸品・民芸品・食料品 <small>※飲食店メニュー、農産物単体は対象外。新規申請は1事業者5点まで。</small>
認定基準	与謝野町らしさ（ストーリー性・素材）、商品力（味・デザイン）、技術力、独自性、市場性などを総合的に判断します。

申請方法

所定様式に以下の書類を添えて、産業観光課へご提出ください。

- 申請書・申請調書、承諾書（所定様式、役場産業観光課及び町ホームページにあり）
- 商品写真（外観・内容がわかるもの）
- 表示ラベル（商品の内容、素材などがわかるもの）、自社パンフレット（商品の特長が分かるもの）
- 営業許可証の写し（食品加工・製造業のみ）

お問い合わせ・お申し込み先

与謝野町役場 産業観光課（本庁舎）

電話：0772-43-9012（直通）／E-mail：sangyokanko@town.yosano.lg.jp



与謝野町
産業振興HP